

貸借対照表の公告が必要になります

概要

平成 28 年 6 月 1 日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立しました。

この法改正に伴い、これまでは組合等登記令に基づき、毎年法務局で資産の総額の登記が必要でしたが、今後はその登記が不要となります。

代わりに、NPO 法人は貸借対照表を作成後、遅滞なく自ら公告することが義務付けられるようになります。この規定は平成 30 年 10 月 1 日に施行されます。

公告が必要な年度と時期

平成 30 年 10 月 1 日以降に作成する貸借対照表が、公告の対象となります。

ただし、平成 30 年 9 月 30 日以前に作成した貸借対照表であっても、直近のものは、公告する必要があります。

○3月末決算の法人の場合

| 事業年度 | 資産変更登記 | 貸借対照表の公告 |
|-----------------------|--------|-----------------------------|
| H28 年度 (H29 年 3 月末満了) | 必要 | 不要 |
| H29 年度 (H30 年 3 月末満了) | 必要 | 必要 (決算後または施行日以降遅滞なく) |
| H30 年度 (H31 年 3 月末満了) | 不要 | 必要 (決算後遅滞なく) |

○9月末決算の法人の場合

| 事業年度 | 資産変更登記 | 貸借対照表の公告 |
|-----------------------|--------|-----------------------------|
| H27 年度 (H28 年 9 月末満了) | 必要 | 不要 |
| H28 年度 (H29 年 9 月末満了) | 必要 | 必要 (決算後または施行日以降遅滞なく) |
| H29 年度 (H30 年 9 月末満了) | 不要 | 必要 (決算後遅滞なく) |

※平成 30 年 10 月 1 日までは、決算後 3 か月以内に、資産の総額の登記を行なう必要があります。

公告する方法

法第 28 条の 2 第 1 項各号に規定されている次のいずれかの方法で、公告することになります。

| 公告の方法 | 掲載方法、回数 |
|---|---------------|
| 官報に掲載 | 1 事業年度につき 1 回 |
| 日刊新聞紙に掲載 | 1 事業年度につき 1 回 |
| 電子公告 (インターネット上のウェブサイトに掲載: 法人のウェブサイト、内閣府 NPO 法人ポータルサイト等) | 約 5 年間 |
| 主たる事務所の公衆の見やすい場所 (事務所の掲示場) | 1 年間 |

今後は各法人の定款 (第 55 条など) で定めている「公告の方法」に基づき、貸借対照表の公告を

行なうこととなります。

現行の定款で、公告の方法を「この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行なう。」と規定している場合、毎年貸借対照表を官報に掲載することとなり、官報掲載費用が必要となります。
(日刊新聞紙の場合も同様)

※貸借対照表の公告の方法を定める定款記載例は別紙を参考にしてください。

定款変更に必要な手続き

公告の方法の変更は、法第 25 条第 6 項に規定されている届出事項となります。

社員総会で議決し、所轄庁（郡山市）へ定款の変更の届出を行なうこととなります。(認証は必要ありません)

手続き 1

社員総会を開催し、定款の変更を議決する。

手続き 2

次の書類を、郡山市 市民・NPO 活動推進課（市役所西庁舎 3 階）へ提出する。

1. 定款変更届出書（第 6 号様式）
2. 定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し
3. 変更後の定款

※記入例、チェックリストなど詳しくは、市ウェブサイトでご確認ください。

掲載場所：ホーム > くらし > 市民協働・NPO・町内会 > 特定非営利活動法人（NPO 法人）> 届出・申請様式 > 定款変更

公告しなかった場合の取り扱い

定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づき、当該法人に対し報告を求め、又は立ち入り検査を行なう場合があります。
ご注意ください。

ご相談ください！

- 「自分の法人の定款がどうなっているか分からない」
- 「手続きが必要かどうか、よく分からない」
- 「手続きの方法を詳しく教えて欲しい」

などのご相談がありましたら、お気軽に郡山市市民・NPO 活動推進課までご連絡ください。



お問い合わせ先

郡山市 市民・NPO 活動推進課（市役所西庁舎 3 階）

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話：024-924-3471 FAX：024-931-5186

Eメール：shiminnpokatudou@city.koriyama.fukushima.jp